

「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」中間報告書の概要

平成26年12月16日

- 平成25年12月16日に施行された、高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドラインにおいて、高齢顧客への「勧誘」を「個別商品の買い付けに関する説明」と定義している。また、そのような説明が行われないインターネット取引は、同ガイドラインの対象外と整理している。
- 同ガイドラインの制定に係るパブリック・コメント等において、高齢顧客によるインターネット取引に関し、「ウェブサイト上の表示や運用のあり方の工夫について検討の余地があるのではないか。」、「ウェブサイト上の表示は同ガイドラインの『勧誘』に該当するのではないか。」、「インターネット取引における顧客の本人確認は十分になされているか。」といった意見が複数の会員より寄せられた。
- これらの意見を受け、高齢顧客によるインターネット取引における自主規制のあり方等について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、平成26年6月に「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」を設置した。

回数	開催日	議題
第1回	平成26年7月29日(火)	<ol style="list-style-type: none">1. 委員の紹介2. 本懇談会の設置の趣旨、検討すべきテーマについて3. 「高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン」の概要及び主なご意見について
第2回	平成26年9月22日(月)	<ul style="list-style-type: none">○ インターネット取引の実務について ープレゼンテーション 松井証券(株) 雑賀氏
第3回	平成26年10月30日(木)	<ul style="list-style-type: none">○ 「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」の論点整理について

(1) インターネット取引に関する高齢顧客への勧誘について

インターネット取引については、勧誘(=「個別商品の買付けに関する説明」)による販売がなされない限り、高齢者ガイドラインの適用対象とはならないとされている。

本懇談会においては、その解釈や対象となる行為について、概ね以下のような意見があった。

- 顧客がIDとパスワードを入力してログインした後の個別画面は、特定の個人を対象としていることから、当該画面における表示は高齢者ガイドラインにおける勧誘に当たると理解している。
- 高齢者ガイドラインにおけるインターネット取引に関する解釈は、弁護士等の専門家でも、「インターネット取引は勧誘に該当することはない」と誤解している人がいるので、明確化が必要である。

(2) インターネット取引における本人確認のあり方について

協会員各社においては、犯収法の定める要件を遵守するとともに、会員各社においては、必要に応じて犯収法の定める要件に加えて、インターネット証券評議会において取りまとめた「インターネット取引における本人確認方法について」に則して対応している。

本懇談会においては、インターネット取引における本人確認のあり方等について概ね以下のような意見があった。

- 対面取引においては顧客本人と面談して本人確認を行っているが、インターネット取引においては、実効性のある本人確認がなされているか疑問である。
- インターネット取引でも対面取引でも、取引を行った者が口座名義人なのか、口座の実質的な保有者なのか、把握、判断、確認することができるかどうか焦点となる。
- 本人確認のあり方も時代に合わせて対応していくべきではないか。

(3) ウェブサイト上の表示（広告）のあり方について

協会員が広告等を行なおうとするときには、広告等の内容について広告審査担当者が審査するとともに、広告等の表示及び方法等については、本協会が定める「広告等に関する指針」に基づき、対応している。

本懇談会においては、ウェブサイト上の表示（広告）のあり方等について、概ね以下のような意見があった。

- ウェブサイト上では、銘柄名だけでなく顧客が関心を持つような誘導的な表示が多くみられる。また、ランキングの根拠が明確でないものもあると感じる。
- 「広告等に関する指針」には、株式については、一律集中・大量推奨販売を防止する観点から、5銘柄以上を合わせて表示することとなっているが、投資信託については同様の規制がないので、検討する必要があるのではないか。

(4) その他のご意見

- インターネット取引だけに規制するのではなく、対面取引も含めて本人確認や高齢者取引といった大きな枠組みの中で考えていくべきである。
- 対面取引経由インターネット取引といったハイブリッドな取引が増えていくので、プリンシプルが不可欠である。
- インターネット取引は日々技術進歩しており、また、今後取引の形態の多様化も進んでいくことから、先を見据えた対応が必要である。

以下の項目について、自主規制の一環として検討を行うことが望ましいとの方向性が示されたため、自主規制部門の会議体に検討を依頼することとする。

1. 高齢者ガイドラインの対象となるインターネット取引についての検討

⇒ 高齢者ガイドラインの適用対象となるインターネット取引について、自主規制会議の下部ワーキング・グループである「投資勧誘のあり方に関するワーキング・グループ」において、高齢者ガイドラインの明確化等について検討することとする。

2. 本人確認についての検討

⇒ FATF勧告(非対面取引等厳格な顧客管理措置等)を踏まえた、本人確認の実効性確保について、自主規制企画分科会の下部ワーキング・グループである「自主規制規則の改善等に関する検討ワーキング・グループ」において、犯収法の改正と合わせて検討することとする。

3. ウェブサイト上における表示(広告)についての検討

⇒ ウェブサイト上に投資信託のランキングを掲載する際の留意事項等について、自主規制企画分科会の下部ワーキング・グループである「広告等に関するワーキング・グループ」において検討することとする。